

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

| | |
|----------------|---------------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社 樋戸野建設 |
| 主たる営業所の所在地 | 兵庫県洲本市池内22-1 |
| 許可番号 | 兵庫県知事（特-29）第800602号 |
| 許可を受けている建設業の種類 | 土、建、大、と、屋、鋼、舗、し、塗、防、内、水、解 |

2 処分に関する事項

| | |
|-------------|---|
| 処分年月日 | 令和2年9月1日 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項（同条第1項第1号該当） |
| 処分の内容 | <p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分</p> |
| 処分の原因となった事実 | <p>株式会社樋戸野建設は、令和元年7月27日、淡路県民局洲本農林振興事務所発注の洲本市道の補修工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったことにより、公衆1名に負傷者を生じさせた。</p> <p>このことは、建設業法28条第1項第1号に該当する。</p> |